

富士見市議会基本条例

平成23年12月21日

条例第12号

改正 平成25年2月20日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条—第10条）

第5章 自由討議の拡大（第11条）

第6章 政務活動費（第12条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条—第17条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条—第20条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第21条・第22条）

第10章 雑則（第23条）

附則

地方自治体が自らの意思と責任において、組織と運営にかかわる様々なことを決定し、実行する時代を迎えています。

さらに、市民のニーズは、ますます多様化し、複雑化しており、富士見市議会が担う役割と責任はこれまで以上に大きくなっています。

議会の議員も市長も直接選挙で選ばれる二元代表制の下、富士見市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第8条に規定された「市議会の責務」を忠実に履行し、合議制による最高意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

また、自由かつ達な議論を通じて、市政の論点を明らかにし、市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を果たしていくとともに、たゆまぬ自己研さんを重ねることにより、政策立案能力を高めていきます。

あわせて、徹底した情報公開により、公平性と透明性を維持し議論を進め、市民にとって、何が最善かの観点から結論を導き説明責任を十分に果たしていくとともに市民の議会への参加を促す創意と工夫に努めます。

以上、富士見市議会は、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、ここに富士見市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的事項及び議会の活性化に関する事項を定めることにより、市民の負託に的確に応える議会運営を図り、もって市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(市民の定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価をすること。
- (4) 自由かつ達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (5) 市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

第3章 市民と議会の関係

(市民との情報共有)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開する。

- 2 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上開催するものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員の質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第9条 議会は、市が行う政策、施策、計画等（以下「政策等」という。）について、議会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策等の策定に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体の同一又は類似する政策等との比較検討
- (3) 政策等の策定に至るまでの過程における市民との連携の内容
- (4) 関係法令、基本構想及び基本構想に基づく基本計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

(法第96条第2項の議決事件)

第10条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任を共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 富士見市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止
- (3) 富士見市都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止
- (4) 富士見市地域防災計画の策定、変更又は廃止

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第11条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議を拡大するよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第12条 会派の代表者は、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第3号）第2条に規定する政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について自ら説明責任を果たすものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査制度の活用)

第13条 議会は、議案の審議に当たっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議員図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため、議員図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

(議会事務局の充実)

第17条 議会は、議会の政策の立案及び形成の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に係る機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第19条 議員の定数は、富士見市議会議員定数条例（平成14年条例第21号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

- 2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員の議員報酬は、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

- 2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員がこの条例の理念を共有するため、一般選挙を経た議員の任期が開始したときは、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始したとき、又は議会が必要と認めたときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、条例及び規則の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

第10章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月20日条例第4号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)

附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。